入札及び契約心得

航空自衛隊
第４航空団基地業務群
会計隊契約班

分類番号：Ａ－４０－０３４　　作成年度：２０１６年度
保存期間：５年　　枚　　数：１３枚
保存期間満了時期：２０２２．３．３１　　開示判断：開示

目　　次

1　目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2　通則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3　登録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
4　公告等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
5　説明会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
6　入札保証金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
7　入札等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
8　無効入札 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
9　開札及び落札 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
10　契約の締結 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
11　契約保証金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
12　納期（履行期限）遅延 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
13　契約解除等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
14　不当介入を受けた場合の措置 ・・・・・・・・・・・・・・ 7
15　支払 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
16　その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
附則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

1　目的

この心得は、航空自衛隊第４航空団会計隊契約担当官（以下「契約担当官」という。）との間で請負、売買その他の契約について、入札に参加しようとする者、契約を締結する者及び契約を締結した者（以下「相手方」という。）が知り、かつ、守らなければならない事項を定めることを目的とする。

2　通則

相手方は、この心得を熟知のうえ、競争参加資格審査の申請、一般競争契約、指名競争契約の入札、随意契約の見積書の提出及び契約の締結を行い、かつ、これらに関する義務の履行又は権利の行使にあたらなければならない。

3　登録

相手方となるためには、全省庁統一資格審査において資格審査結果通知書又は装備施設本部が発行する資格審査結果通知書の交付を受けた者でければならない。ただし、随意契約による場合又は契約担当官が必要と認めた場合はこの限りではない。

4　公告等

(1)　一般競争に付そうとする場合は、次に揚げる事項を記載した公告が入札期日の前日から起算して、少なくとも１０日前までに次号に揚げる掲示場所等に掲示される。ただし、緊急を要するとき若しくは再度公告入札を実施する場合は、その期間を５日前までに短縮することがある。

ア　競争入札に付する事項
イ　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
ウ　契約条項等を示す場所
エ　競争入札執行の場所及び日時
オ　保証金に関する事項
カ　その他必要な事項

(2)　掲示場所等

ア　東松島商工会
イ　石巻商工会議所
ウ　基地等ホームページ（松島基地調達情報）
　(http://www.mod.go.jp/asdf/matsushima/tyotatujoho.htm)
エ　松島基地正門前掲示板
オ　第４航空団（松島基地）会計隊事務室前掲示板
カ　陸上自衛隊東北補給処
キ　陸上自衛隊仙台駐屯地

(3)　指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合には、第１号に揚げる事項（ただし第２号を除く。）を入札（見積）通知書により相手方に直接通知する。

5　説明会

(1)　説明会は原則として行わないものとする。ただし、契約の目的に関して書面による事ができない事項、誤解を生じやすい事項について明らかにし、将

来の紛争を避けるため契約担当官が特に必要と認める場合は、都度行うものとする。

(2) 説明会の有無、日時その他細部については、公告等の通知による。

(3) 説明会で配布した資料は、入札日に回収する。

6 入札保証金

(1) 相手方は、入札期日の前日(特別の理由のある場合は入札期日)までに、見積金額の１００分の５以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、公告又は通知において入札保証金の納付を免除している場合はこの限りではない。

(2) 入札保証金は、第４航空団歳入歳出外現金出納官吏に納付する。

(3) 入札終了後、落札者以外の相手方に対しては、直ちに入札保証金を返還する。

(4) 落札者が契約を結ばない場合は、納付された保証金は、国庫に帰属し、入札保証金を納めていない時は、入札金額の１００分の５に相当する額を違約金として納めなければならない。

7 入札等

(1) 相手方は、公告又は入札（見積）通知書（以下「公告等」という。）で定められた入札に参加し又は随意契約の商議に応じるときは、当該公告等に定められた日時及び場所に印鑑筆記具、入札等の用紙類を持参するものとする。

(2) 相手方は別紙に示す「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を承諾し、相手方は提出する入札書又は見積書に本心得を承諾した旨を記載することにより当該誓約事項のとおり誓約したものとする。

(3) 代理人を差し向ける場合は、当該契約目的についての経験、知識及び技術等を有し、かつ、入札等価格算定能力がある者を参加させなければならない。

(4) 入札の参加者が代理人である場合には、次に掲げる内容が記載され、かつ委任者及び代理人双方が記名押印した委任状を提出しなければならない。また身分を証明するもの（顔写真付きの社員証や免許証等）を併せて提示するものとする。

ア 代理人の氏名

イ 入札件名

ウ 委任された権限の細部内容

・ （例） 入札書の提出に関する一切の権限
入札書及び見積書の提出に関する一切の権限
入札書及び見積書の提出並びに契約の締結に関する一切の権限

エ 委任期間

オ 委任者の住所及び氏名

カ 提出する宛先（契約担当官の官職氏名）

(5) 相手方の一旦提出した入札書の取替、変更又は取消しはできない。

(6) 入札の日時に遅れたときは、原則として相手方は入札に参加することができない。ただし、遅れたことについてやむを得ない理由があり、入札前に入

札参加者全員が認めた場合に限り入札に参加することを認められることがある。

(7) 契約担当官が郵便による入札を認めた場合において、郵便により、入札に参加しようとする相手方は、公告に記載された照会先の担当者（以下「担当者」という。）へ郵便による入札参加の意志を事前に伝えるとともに、次に掲げる事項を厳守し、入札書を郵送するものとする。なお、入札日時以前に送付された入札書の引換え又は取消しは可能である。

ア 入札書を内封筒に封入し、外封筒の表面に「入札書在中」と朱書きする。

イ 書留郵便又は配達証明郵便により、入札期日の前日までに到着するように契約担当官宛に送付する。

(8) 前号に基づき、郵便により入札に参加した相手方は、入札価格のうちで予定価格の制限に達したものがないときに必要に応じて実施する、再入札等に際しては辞したものとして取り扱う。

(9) 入札室への入室は、入札日時の１５分前からとする。

(10) 入札室への携帯電話を含む携帯型情報通信機及び記録機器等の持込みを禁止する。

(11) 入札室へ入室後は、他者との私語を禁止する。

(12) 入札時の途中退出は原則として認めない。ただし、あらかじめ担当者を通じて契約担当官の許可を得た場合については、この限りではない。

(13) 同等品申請

ア 相手方は、公告等により定められた入札に参加し又は随意契約の商議に応じる際、同等品により応札する場合は、当該公告等に定められた期日までに同等品確認申請書を契約担当官に提出しなければならない。

イ 前アに基づき提出された同等品確認申請書は、分任物品管理官の審査経て、同等品確認結果通知書により通知する。

(14) 内訳書の提出

相手方は、役務の公告等により、定められた入札に参加し又は随意契約の商議に応じる場合は、当該公告等に定められた日時までに業務費内訳書及び労務費内訳書を、契約担当官宛に提出するものとする。なお、あくまで算出内訳を確認するために使用する。

(15) 工事契約に係る入札

ア 入札参加者は入札金額の内訳書を提出するものとし、入札書と内訳書をそれぞれ封書にし、公告等に定められた時期及び場所に提出するものとする。

イ 当該内訳書は、積算要領及び金額等を適正に記載するものとする。

(16) 監理技術者等の他の工事の従事状況を記した書類の提出

ア 契約金額見込額（予定金額）３，５００万円以上（建築一式工事７，０００万円以上）（以下「対象金額」という。）の工事（以下「対象工事」という。）の場合、配置予定の監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の他の工事の従事状況（工事名、工期等）を記した書

類を入札書とともに提出するものとする。

イ　専任状況の確認方法

対象工事について、提出書類と異なり監理技術者等の重複が認められたときは、監理技術等の所属及び資格者証の保持の確認を行うとともに、提出書類等の内容について電話、面接等で確認を行う。

8　無効入札

次の各号の一に該当する入札等は無効とする。

(1)　競争参加に必要な資格を有しない者のなした入札

(2)　別紙に示す「暴力団排除に関する誓約事項」による誓約を拒否する者、制約に虚偽のあった場合又は制約に反する場合

(3)　所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者又は所定の額に達しない者

(4)　所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

(5)　郵便による入札を認めない場合の郵便による入札

(6)　総額（単価）で決定すべき入札の場合に、総額（単価）の入札金額の未記入

(7)　談合等により、他人の競争入札を妨げた者又は担当者の職務を妨害した者

(8)　同一事項について、一人が二通以上の入札書を同時に提出した場合

(9)　代理入札の場合、委任状を持参しない代理人のなした入札

(10)　入札書の記載事項及び入札金額が不明又は不明瞭な入札

(11)　入札金額（親金額）が訂正された入札書

(12)　工事契約の入札において、提出された内訳書の総額と入札金額に著しい相違等の不備があるとき。

(13)　対象工事の契約に係る入札において、提出書類の内容等により監理技術者等の従事状況が他の工事と重複する等の事実が確認されたときは、入札を無効とする。その場合、提出書類の差し替えは認めない。但し、入札金額が対象金額を下回る場合は、適用しない。

9　開札及び落札

(1)　開札は、入札執行の場所で、入札者の目前で行う。

(2)　落札者は、入札者のうち予定価格の制限内で最低（売払いに際しては最高）の入札金額により入札を行った相手方とする。この場合、落札者となるき同価の入札を行った相手方が２人以上あるときは、次に掲げる方法にり落札者を決定する。

ア　同価の入札を行った相手方が、いずれも入札執行の場所にいる場合直ちにくじで落札者を決定する。

イ　同価の入札を行った相手方の内、郵便による入札を行った者がいる場合、郵便による入札者を除き、残った相手方の中で、直ちにくじで落札者を決定する。

ウ　同価の入札を行った相手方が、いずれも郵便による入札を行った者の場合直ちに入札事務に関係のない者にくじを引かせ、落札者を決定する。

エ　予定価格が１千万円を超える工事等又は物品の製造その他の請負契約の場合において次のいずれかに該当するときは、最低価格の入札金額であっても落札者としないことがある。

（ア）予定価格に比べて入札金額が著しく低いことにより、その入札金額は当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められたとき。

（イ）最低価格の入札者と契約を結ぶことが公正な取引の秩序を乱すことなる恐れがあって、著しく不適切であると認められるとき。

（ウ）最低価格調査に応じないとき。

(3) 工事契約に係るもの

ア　入札書及び内訳書の提出時期と開札日時を別に設定する場合公告等に記載する開札日において、入札書を開封し、落札決定を行う。

イ　入札と開札を同時に行う場合

開札後、提出書類等の点検を行った後、落札決定を行う。

ウ　落札に係る決定通知要領

落札に係る決定通知は、開札後実施する。

エ　対象工事の契約に係る入札における落札者については、提出書類等の内容の再確認を行い、監理技術者等の重複が認められたときは、監理技術者等の所属及び資格者証の保持の確認を行うとともに提出書類等の内容について電話、面接等により確認を行うこととする。但し、落札金額が対象金額を下回る場合は、適用されない。

１０　契約の締結

(1)　相手方は、落札決定後、契約担当官の指定する日までに次に掲げる書類提出しなければならない。

ア　契約書（正２部、副１部）

契約書の内容は、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金、契約履行の場所、契約代金の支払い又は受領の次期及び方法、監督及び検査、履行の遅延、その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金、その他の損害金、危険負担、かし担保、契約に関する紛争の解決法、その他必要事項について定める。

イ　請書（正１部、副１部）

契約金額が１５０万円を超えない契約（賃貸借契約、産業廃棄物収集運及び処理役務契約を除く。）については、契約書に代えて請書によることできる。

ウ　印紙の貼付

契約の内容により印紙税法の適用を受ける場合は、契約書又は請書のう正１部に、印紙税法に定める契約金額に応じた印紙を貼付しなければならい。

エ　仕様書又は図面等

仕様書又は図面等を必要とする場合には、契約書（請書）に１部ずつ添付し、それぞれ割印をするものとする。

(2)　対象工事の契約に係る入札における落札者において、監理技術者等の他の工事との重複が認められたときは、監理技術者等の所属、資格者証の保持の確認を行い、専任制違反となる事実が確認されたときは、契約を結ばないこととする。但し、落札金額が対象金額を下回る場合は、適用されない。

１１　契約保証金

(1)　相手方は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除された場合を除く。

(2)　前号の保証金は、契約上の義務を履行しないときに国庫に帰属する。

１２　納期（履行期限）遅延

(1)　相手方は、定められた納期若しくは履行期限を過ぎて、契約物品を納入は履行を完了する恐れがある場合には、納期（履行）遅延申請書及び理由書を契約担当官へ提出し、承認を受けなければならない。

(2)　前号に基づき、契約担当官が相手方の責により遅延すると判断した場合は航空自衛隊標準契約条項等に規定する遅延料を徴収する。なお、この号は契約書又は請書等の徴収を省略したものについても適用する。

１３　契約解除等

(1)　契約担当官は、次の各号の一に該当する場合は、契約の一部又は全部を解除することができる。

ア　相手方が天災地変、その他相手方の責に帰しがたい理由以外で、契約解除を申し出たとき。

イ　相手方が完全にこの契約の履行を行わないとき。

ウ　相手方が、契約上の義務に違反したことにより目的を達成する見込みがないとき。

エ　その他、契約担当官が必要と認めたとき。

(2)　前号アに基づき、契約担当官が相手方の責により契約の一部を又は全部解除すると判断した場合は、航空自衛隊標準契約条項に規定する違約金を徴する。なお、この号は契約書又は請書等の徴収を省略したものについても適用する。

(3)　対象工事の入札に係る契約解除等

ア　監理技術者等における専任制違反の場合の契約解除

監理技術者等において、専任制違反の事実が確認された場合契約担当官は契約を解除することができる。監理技術者等の交替は、事前に契約担当官が承認した場合のみ認める。

イ　契約解除以外のペナルティー

契約解除のほか、指名停止等を行う場合がある。

１４　不当介入を受けた場合の措置

相手方は、自らまたは下請負者等が排除対象者による不当介入を受けたことを認知した場合には、直ちに警察へ通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、別紙様式により速やかに契約担当官の報告するものとする。

１５　支払

(1)　相手方は、納品又は履行完了後速やかに請求書２部を分任資金前渡官吏に提出するものとする。

(2)　支払時期は、相手方が適法な請求書を提出し受理されてから、下表に掲げる日以内とする。

表

区分 / 形態	工　事	その他の給付
約定期間	４０日	３０日
特別約定期間	６０日	４５日
約定なし	１５日	１５日

１６　その他

この心得に明示していない事項、又は契約について疑義を生じた場合は、契約担当官の指示するところに従うものとする。

附則　この心得は、平成２７年１０月２日から適用する。

附則　この心得は、平成２８年６月１日から適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1　契約の相手方として不適切な者

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2　契約の相手方として不適当な行為をする者

(1)　暴力的な要求行為を行う者

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4)　偽計又は威力を用いて支担官等の業務を妨害する行為を行う者

(5)　その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

付紙

暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

1　「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

2　「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(2)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別紙様式

平成　　年　　月　　日

契約担当官　殿

住　　所
会 社 名
代表者名　　印

排除対象者による不当介入の概要

貴（契約担当官名）が発注した公共事業等において排除対象者による不当介入を受けたため〇〇警察署への通報を行ったことを併せて、下記のとおり報告いたします。

記

契約機関等 （部課等名まで記入）	
調達要求番号等	
品名・数量	
契約金額	
不当介入に係る行為者	住所 氏名
発生日時・場所	
不当介入の内容・ 被害の状況	
警察への通報、捜査上必要な協力についての対応状況	
その他特記事項	

注　記入要領は、付紙のとおり。

付紙

記入要領

別紙様式の各項目について、次の要領により記入する。

1　住所、会社名、代表者名及び印については、契約書記載の内容とする。
2　「契約機関等」の欄には、当該契約締結の機関名（部課等名まで）を記入する。
3　「調達要求番号等」の欄には、調達要求書記載の「調達要求番号」または契約書記載の「契約番号」等を記載する。
4　「品名・数量」の欄には、契約書に記載の「品名」又は「件名」等を記載する。
5　「契約金額」の欄には、契約金額及び変更契約をした場合は変更契約金額を記入する。
6　「不当介入に係る行為者」の欄には、「住所」及び「氏名」を記入する。
7　「発生日時・場所」の欄には、不当介入を受けた日時・場所を記入する。
8　「不当介入の内容・被害の状況」の欄には、不当介入を受けた事実内容を詳細に記入する。また、不当介入により被害を受けた場合は、その事実内容を詳細に記入する。
9　「警察への通報、捜査上必要な協力についての対応状況」の欄には、通報先の警察署名、通報日時、捜査上必要な協力を行った場合は、その内容を詳細に記入する。
１０　「その他特記事項」は、経緯等を把握するうえで必要な事項があれば記入する。